

健診データ等の共同利用による保健活動について

エーザイ株式会社では、社員の定期健康診断をエーザイ健康保険組合に委託し、その結果を共同で利用した上でそれぞれの業務に活用してきました。

今年度より、社員の健康寿命の延伸を目指すべく、両者の連携をより一層推進させ、効率的かつ効果的に事業を運営するため、以下の内容で健診データ等を共有・活用することを個人情報の保護に関する法律第23条第5項*に基づきお知らせ致します。

[事業目的および内容]

1. 共同利用する個人データの項目

定期健康診断結果報告書・口腔健診結果報告書に記載されている項目
連携して行う生活習慣病、がん予防事業に限定した当該者のレセプト情報

2. 共同利用者の範囲

エーザイ株式会社: 本社・川島・鹿島・筑波の医務室等に勤務する医療従事者
エーザイ健康保険組合: 役職員(及び保健事業外部委託先)

3. 共同利用の目的

生活習慣病、がんの有リスク者に対する医療機関への受診勧奨
⇒治療等が必要と判断される検診の陽性判定者に対して、医務室等の医療従事者及び健保組合(業務委託先)より受診勧奨を行います。

注) 本事業で取り扱う個人情報には、当該疾病の受診有無等を除く詳細なレセプト情報(病歴等)は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事上の情報に用いられることは一切ございません。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合には、エーザイ健康保険組合にお申し出ください。

健康診断を定期的を受診すること、更には、その結果により必要な再検査等を受けることは、生活習慣病の予防、がんの早期発見等につながります。ご自身の健康を守るため、この共同利用による保健活動にご理解とご協力をお願い致します。

* [参考: 個人情報の保護に関する法律]

(第三者提供の制限) 第 23 条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。